

百合丘三丁目町会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は百合丘三丁目町会と称し、事務所を会長宅に置く。

(構成)

第2条 本会は百合丘三丁目(二丁目の一部及び東百合丘四丁目の一部を含む)に居住する者をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は会員及び家族相互の親睦を図り、麻生区町会連合会に加盟し、他町会・自治会・官公署及び公共団体と協力し、住環境の向上、住民の繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業活動を行う。

- (1) 地域施設の改善、その他文化的な生活環境の向上に必要とする事項
- (2) 会員の親睦に関する事項
- (3) 会員の福利、保健、衛生、防犯、防災に関する事項
- (4) その他本会の目的達成に必要と認められる事項

(組織)

第5条 本会は別に定める区域表により、ブロック、班をもって組織する。区域表は必要に応じ見直しを行う。

- (1) 班には構成する会員相互の互選により、班長1名を置く。
 - (2) ブロックは原則いくつかの班で構成し会員相互の互選により、常任委員1名を置く。
- 2 本会は第3条の目的を達成する事業活動のために、次の各部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 広報・企画部
- (3) 会計部
- (4) 環境部
- (5) 防犯・防災部
- (6) 福祉・保健部

3 上記各部の役割については、別表の組織図に定める。

4 上記各部には必要に応じ、常任委員会及び総会の議決を経て担当常任委員を置くことができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 担当常任委員 若干名
- (4) ブロック選出常任委員

(5) 会計監査 2名

- 2 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
副会長の1名は、総務を総覧し、本会運営に関する庶務を管理する。
副会長の1名は、広報・企画を総覧し、本会運営に関する行事等を管理する。
副会長の1名は、会計を総覧し、本会会計に関する事項を管理する。
- 4 担当常任委員は本会運営に必要な事業を分掌し、活動を行う。
- 5 ブロック選出常任委員は第5条のいずれかの部に所属し活動し、常任委員会に出席し議決権の行使を行う。また、ブロック内の担当班を統括し、連絡、調整に当たる。
- 6 会計監査は必要あるとき本会の会計を監査し、常任委員会及び総会に報告する。

(任期)

第7条 本会の役員の任期は原則総会から次年度総会までとする。

- 2 会長、副会長、担当常任委員、会計監査の任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 ブロック選出常任委員は原則1年とするが、ブロックの事情によりその任期を変更できる。ただし、再任を妨げない。

(班長)

第8条 各班の班長は、班内の連絡、資料の配布、会費・募金等の集金を行う。任期は原則1年とするが、各班の事情より変更できる。ただし、再任を妨げない。

(常任委員会)

第9条 定例常任委員会は毎月1回開催する。ただし、必要に応じ臨時常任委員会を開催する。

- 2 常任委員会は会長、副会長、担当常任委員、ブロック選出常任委員、会計監査、顧問、参与で構成する。
- 3 定例常任委員会、臨時常任委員会ともに会長が招集し、会議の議長となる。
- 4 次の事項につき審議、議決を行う。議事は出席ブロック選出常任委員の過半数をもって決定し賛否同数の場合は議長の決するところによる。

- (1) 本会の事業に関する事項
- (2) 総会付議事項
- (3) 内規の改定
- (4) その他必要事項

(合同委員会)

第10条 第9条に定める常任委員会のうち、年3回を合同委員会とし各班の班長の出席を求める。

合同委員会の運営等については常任委員会に準ずる。

(総会)

第11条 定期総会は毎年4月、臨時総会は常任委員会の決定もしくは会員の半数以上の要求により会長が招集する。会議の議長は、出席者の中から選出する。

2 次の事項につき審議、議決を行う。議事は出席会員の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

- (1) 規約の改正
- (2) 役員を選出
- (3) 事業計画及び報告
- (4) 予算、決算の承認
- (5) その他重要事項
(顧問・参与)

第12条 本会に顧問及び参与を置くことができる。いずれも常任委員会の議決を経て、会長が委嘱する。

常任委員会は必要があれば、町会運営に関し顧問に助言を求め、事業運営に関し参与に意見を求めることができる。

(特別委員会)

第13条 本会は必要に応じ、常任委員会の議決を経て、特別委員会を置くことができる。委員は会長が委嘱する。

(会計)

第14条 本会の会計年度は原則4月1日より翌年3月31日までとする。

前年度の決算及び当該年度の予算は、定期総会に提出し承認を得なければならない。

会費は一世帯あたり月額200円とし、4～9月分を5月、10～3月分を10月に徴収する。

月の途中からの入会者は翌月分から徴収する。また、退会時に翌月分以降の前納がある場合には返金する。但し、届出なく退会した場合はこの限りではない。なお常任委員会において必要と認めた場合にはその都度臨時に徴収する事ができる。

(雑則)

第15条 この規約に規定されていない事項については、本会の目的に沿い、常任委員会で決定し運営することができる。

附 則

昭和37年10月15日	制定・施行	平成11年	4月17日	一部改定・施行
昭和40年2月14日	一部改訂・施行	平成12年	4月22日	一部改定・施行
昭和47年7月1日	一部改定・施行	平成21年	4月25日	一部改定・施行
昭和50年4月1日	一部改定・施行	平成28年	4月16日	一部改定・施行
昭和52年4月1日	一部改定・施行	令和元年	4月20日	一部改定・施行
昭和57年4月12日	一部改定・施行	令和3年	4月	一部改定・施行
昭和57年7月1日	一部改定・施行			
平成8年4月1日	一部改定・施行			